

「脳脊髄液減少症」の治療推進を求める意見書

「脳脊髄液減少症」は、脳脊髄液が慢性的に漏れ続け、頭痛、首や背中の痛み、腰痛、目まい、吐き気、視力低下、耳鳴り、思考力低下、うつ症状、睡眠障害、極端な全身倦怠感など多様な症状が複合的に現れる病気である。このような症状は、交通事故、スポーツ外傷、出産などの折りにもたらされた頭部や全身への強い衝撃に起因する可能性があることが、近年指摘されてきた。しかし、これまでは原因が特定されない場合が多く、「打撲」あるいは「うつ病」と誤診されることも少なくなかった。長年、いくつもの重篤な症状に苦しめられている患者及び家族は、一刻も早くそのメカニズムが究明され、治療法が確立されることを待ち望んでいる現状にある。

この病気に対するブラッドパッチ療法の有効性は、医学的に確立されているものの、この治療法を行う病院が全国的にも少なく、遠方まで治療に行かなければならない状況にくわえ、健康保険が適用されない。そのために、患者はその肉体的苦痛とあわせ、精神的・経済的負担を大きく被っている。

よって、国会及び政府においては、脳脊髄液減少症の治療を推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 「脳脊髄液減少症」に関する更なる研究の推進と、ブラッドパッチ法を含めた有効な治療法を早期に確立すること。
- 2 「脳脊髄液減少症」の有効な治療法に対して速やかに医療保険を適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年9月30日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣

殿

兵庫県たつの市議会議員 松本 義彦